

平成24年（ワ）第213号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外38名

被告 東京電力株式会社

訴訟進行に関する意見

2013（平成25）年10月2日

福島地方裁判所いわき支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 笹山尚人

1 本件の進行を検討する際に据えなければならない視点

本件の進行については既に進行協議期日を2回重ねているところであり、ここで確認されているところであるが、本件は、11月27日、2014（平成26）年2月5日、4月16日、6月18日、8月27日、10月27日、12月17日、との日程で期日を予定することとなっており、2月5日までは14時からの開廷であるが、4月16日以降は終日の日程を予定しているところである。

原告らはこのスケジュールを踏まえ、2月5日までに主張を終え、4月16日以降については立証の期日とすることとする予定である。

本件は、政府による地域区分によっても、強制的に避難を余儀なくされる地域の住民が、自宅不動産を喪失したことについての損害賠償請求、そして避難を余儀なくされ、ふるさとを喪失させられたことについての損害賠償請求を被告に対して求める訴訟である。

避難を余儀なくされる人の数は、15万人とも、16万人とも言う報道がある。また、こうした避難は、ダム建設によって居住地区の移転を余儀なくされるようなケースと異なり、被害者にとっては前触れもなく突然訪れた事態である。さらに、避難した住民は、向こう数十年の規模にわたって、自らのふるさが死の土地となって帰還が困難な状況となったことを受け入れざるを得ない。たとえ国の区分で、帰還が可能だとされていても、福島第一原発がすぐそばに存在する、という状況だけで帰還を断念せざるを得ない人が多数いる。そして、こうした避難と自宅やふるさとの喪失については、避難した住民には何らの非も存在しない。被告は否定するであろうが、本件の事態を引き起こしたのは、被告東京電力の、利益優先の杜撰な経営態度にすべての原因がある。

原告を始め、避難を余儀なくされる人たちは、住み慣れた家と、ふるさとを

喪失した大きな喪失感と、先の見えない未来に苦しんでいる。

こうした苦しみを一刻も早く解消し、事故以前の生活に比べて遜色のない今後の生活を再建できるようにはかる必要がある。

こうした未曾有の事態についての、法的責任が問題にされているのが本件である。

本件の賠償があいまいにされてしまえば、たとえ企業が前例のない巨大な公害を引き起こしても、結局は事態をうやむやにできる、という最悪の先例を我が国の司法の歴史に残してしまうことになるだろう。

本件を受理した御庁は、こうした歴史的な事件を担当することになった。

御庁には、なによりも、本件を取り巻く事実をしっかりと受け止めて頂きたい。本件の事故はいかなる事故であったのか。事故以前に、被告がいかなる地震や津波に対する地検を収集し、対策を取ってきたのか、あるいは取ってこなかったのか。原告らは、事故以前にどのような生活を営んでいたのか。本件事故によって、原告らはいかなる生活をするようになったか。原告らが事故によって失った、有形無形の被害は何か。

そして、事実を見るにあたって、裁判所に取ることが可能な、あらゆる手段を尽くしてもらいたい。

2 原告の主張・立証計画

原告としては、答弁書に対する反論を、第2回弁論（11月27日）を行う予定である。基本的な書証は、第2回弁論期日までに提出する。さらに必要に応じて、主張の補充を可能な限り第3回弁論（2月5日）までに終了したい。

立証については、第3回弁論までに代表的な原告数名の陳述書を作成して提出する。原告全員についても、立証の然るべき時期までにこれを提出する予定である。

そして、これら代表的な原告について、原告本人尋問を早期に申請する。

次に、責任論・損害論とも、研究者による意見書や証人尋問による立証を準備中である。これらについては、性質上準備に期間を要するから、原告本人尋問を先行させて、その合間に合理的に日程を配分するよう求める。

いずれにしても、尋問期日が始まれば、能率的・短期集中的に証拠調べが進むよう、一期日に複数の原告や証人の尋問を実施するよう、原告側も事前の準備を尽くす。

3 第2回弁論期日

第2回弁論期日においても、原告本人の意見陳述をしたい。2人を予定して

いる。一人 10 分程度、事前に内容を書面で提出する。今回と同様、裁判所が今後の主張・立証のあるべき方向を把握して、適切な訴訟進行実現するために、被害の実相と責任の構造に関する要点について、当事者である原告本人の意見陳述という形で直接法廷に顕出することは、極めて有効な方法であり、これは長年の訴訟実務を通じて形成され、確認されてきた、経験的所産である。

さらに代理人についても、主張の要点を直接口頭で裁判所にご理解いただき、さらに当事者及び傍聴人の理解に資すること、これらを通じて充実した審理を実現するために、主張の内容を口頭で敷衍して陳述したい。

従って、全体として 1 時間程度の時間は確保されたい。

4 検証の申立

被害の実相を明らかにするため、原告代理人は、早期に現地の検証を申し立てる予定である。被害の状況を把握することは、主張及び立証のテーマと今後の審理の方向を検討するうえで重要な意味を持つ。そのためには、何と云っても現地の状況を直接見聞きして、五感をもって把握することが有用であり、これも、多数の公害訴訟において蓄積された歴史的・経験的所産である。

検証の対象としては、原告らの避難前住所や、その周辺、市街地周辺の状況、また避難後の住所やその周辺、福島第一原発周辺を検討している。

是非、これらの実施を、早期に実現されるよう提案したい。

4 証人尋問

損害論については、公害法・民法・行政法などの法律学研究者、また被害実態に関する社会科学研究を行っている学問分野として、環境経済学・環境社会学等の研究者を検討している。また、放射線被ばくのリスクやその影響に関する証明として、放射線防護学・リスク科学等の研究者は不可欠である。

次に責任論については、予見可能性、予見の有無を明らかにするために、地震や津波についての研究をおこなっている自然科学研究者を証人として尋問したい。また、事故の機序を明らかにするためには原子炉や原子力工学等の研究者が必要である。

この専門家証人について、現在意見交換を行っているので、今後計画的に準備と実施を具体化するよう求める。

以 上